

宮崎県男女共同参画センター指定管理者募集要領

目 次

1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う管理の基準	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	3
4	指定期間	5
5	経理に関する事項	5
6	募集に関する事項	6
7	申請に関する事項	6
8	指定管理候補者の選定に関する事項	9
9	指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項	12
10	リスク管理、責任分担に関する事項	13
11	業務の引継に関する事項	14
12	管理運営状況の把握等に関する事項	14
13	業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	14
14	その他の留意事項	14
15	様式・参考資料	15
16	問合せ先	15

令和5年7月

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課

宮崎県男女共同参画センター指定管理者募集要領

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入されたところです。

これにより、宮崎県では、「宮崎県男女共同参画センター」の管理運営について、平成18年4月から同制度を導入しておりますが、令和5年度をもって今期の指定期間が満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の規定に基づき、令和6年4月からの指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

宮崎県男女共同参画センター（以下「センター」という。）

(2) 施設の目的

センターは、本県の男女共同参画社会づくりの推進拠点として、男女共同参画に関する情報提供、啓発、相談及び交流事業を実施し、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的としています。

(3) 施設の所在地等

- | | |
|--------|---|
| ア 所在地 | 宮崎市宮田町3番46号 |
| イ 設置 | 平成13年9月 |
| ウ 延床面積 | 306.87㎡（1階 134.13㎡、2階 172.74㎡） |
| エ 施設内容 | ・事務室、図書室、交流スペース、相談室（1階）
・研修室、交流室、相談室（2階） |

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 基本方針

- ア 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正なセンターの運営を行うこと。
- イ 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- ウ センターの設備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- エ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(2) 開館時間、休館日

開館時間は、午前10時から午後5時までを含む8時間以上とします。

休館日は、1週間のうち2日を限度とします。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、休館することができます。

* 開館時間及び休館日については、県民サービスの向上の観点から、各申請者で十分検討の上、事業計画書において提案してください。

(3) 関係法令の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、以下の法令等を遵守する必要があります。

- ア 公の施設に関する条例、宮崎県男女共同参画センター管理規則、その他施設の管理運営に係る県の条例、規則及び諸規程
- イ 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）等の行政関係法令
- ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令
- エ 消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、水道法（昭和32年法律第177号）その他施設・設備の維持管理、保守点検等に関する法令
- オ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）、その他情報公開に関する法令
- カ その他関係法令（宮崎県男女共同参画推進条例、男女共同参画社会基本法等）

(4) 利用の制限

指定管理者は、宮崎県男女共同参画センター管理規則第4条の規定により、センターにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者、センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者、その他センターの管理運営上支障があると認められる者に対し、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができます。

(5) 個人情報の保護

施設の管理業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たり、個人情報の保護に関する法律のほか別途協定書で定める個人情報取扱特記事項（別添参考資料6）を遵守する必要があります。

(6) 守秘義務の遵守

管理業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。また、指定期間終了後の場合も同様の取扱いとします。

なお、管理業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わなければならないことに留意してください。

(7) 情報公開への対応

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）の規定に基づき、施設の管理に関して保有する情報の公開に努める必要があります。

(8) 公益通報制度への対応

宮崎県職員公益通報制度実施要綱の規定に基づき、指定管理者並びにその従事者もその通報をし、又はされる対象者となります。

(9) 業務の包括的第三者委託の禁止

施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、宮崎県の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

なお、委託し、請け負わせることができる第三者とは、個人の場合は本人、団体の場合は役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者以外の者とします。

3 指定管理者が行う業務の範囲

センターは、県の男女共同参画推進のための拠点施設であることから、県民に親しまれる開放的で明るく快適な管理運営を目指してください。

また、第4次みやざき男女共同参画プランに沿って、県民、地域、学校、企業と連携し、男女共同参画推進（あらゆる分野での女性の活躍推進を含む。）を担う人材の育成を図るよう事業を組み立ててください。

(1) 施設の利用に関する業務

団体、グループの活動や交流の場の提供

(2) 男女共同参画社会づくり事業に関する業務

ア 情報提供事業に関すること

- ① 図書、DVD（ビデオ）、各種資料の貸出等
- ② ホームページによる情報発信（最新の情報に更新してください。）
- ③ 市町村及び関係機関に対する情報提供

イ 啓発事業に関すること

① 広報誌の発行

発行は年3回とし、部数は各号6,000部を標準とします。内容、部数及び配布先を提案してください。なお、県の機関（警察、県立学校を含む）への送付は、県担当課から発送が可能です。（チラシ等がある場合は挟み込んだ状態で引き渡してください。部数は600部程度です。）

② 講座の開催

実施回数は年24回を標準とします。幅広いテーマを選定してください。男女共同参画に興味・関心の薄い層や行政職員の取り込みも図ってください。

そのうち、それぞれ少なくとも男女共同参画の基本的な知識等を学ぶ講座を3回、男女共同参画地域推進員を養成する講座を1回、市町村の担当職員等を対象にした研修会を1回開催してください。

講座の開催方法は、参加者を会場に集める形式に限らず、動画配信など柔軟に提案してください。

（「同一日に同一の受講者を対象として午前・午後等の時間帯を分けた講座」及び「同一日・同一時間帯にグループ分けして実施する講座」は、全体を1回と数えます。）

③ 研修会への講師（職員）派遣

実施回数は年35回を標準とします。

講師派遣の方法は会場に直接講師を派遣することに限らず、インターネットを利用した遠隔地からの中継など、柔軟に提案してください。

（「同一日に同一の受講者を対象として午前・午後等の時間帯を分けた講座」及び「同一日・同一時間帯にグループ分けして実施する講座」は、全体を1回と数えます。）

ウ 相談事業に関すること

- ① 電話相談及び面接相談
実施時間は午前10時から午後5時までを含む1日8時間以上を標準とします。
- ② 専門相談員（弁護士及び臨床心理士等）による面接相談
実施回数はそれぞれ月1回を標準とします。

エ 交流及び連携事業に関すること

令和5年度に県内全市町村で男女共同参画に関する計画の策定が完了する予定であり、市町村（市町村男女共同参画センター等を含む。）とセンターとの連携強化や、市町村や男女共同参画地域推進員、男女共同参画の推進に取り組む個人・グループ等との交流及び連携を支援する事業を提案してください。

オ その他男女共同参画社会づくりに資する事業

男女共同参画社会づくりに向けた独自性のある事業について提案を行ってください。
事業内容は講座に加え、イベント等の実施も可能です。イベントについては、県立図書館（パネル展を開催する場合）やイオンモール宮崎（県とイオン株式会社との包括連携協定を活用）等の施設利用を想定しています。

カ 指定管理者が行う自主事業

指定管理者は、センターの利用を促進するために、自らの創意工夫により自主事業を行い、収入を得ることができます。自主事業は、指定管理者が自らの責任と財源に基づき実施するものです。

※ 自主事業に関する留意事項

- ① 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ自主事業の事業計画を設定し、県の承認を得て開始する必要があります。県の承認後であっても、実際の事業内容がセンターの設置目的等に反する場合は、事業内容の改善または事業の停止を求めることがあります。
なお、提案された自主事業が認められない場合に申請自体を辞退されるときは、必ずその旨を事業計画書に明示してください。
- ② 事業計画書において提案された自主事業の詳細については、県と協定を締結する際にあらためて協議するものとします。

(3) 施設の維持及び保全に関する業務

備品の管理、施設内の環境整備、財産の保全、利用者の安全確保に関すること

※指定管理者が管理する施設は、県庁9号館のうちセンターの専有部分のみです。

(4) その他の業務

- ア 事業計画書、収支予算書の作成に関すること
- イ 事業報告書、収支決算書の作成に関すること
- ウ 事業進捗状況の報告書の作成に関すること
- エ 県からの要請への協力

県から管理運営及び経理状況に関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに県担当者の指示に従い、誠実に対応すること

オ その他管理運営のために必要なこと

※指定管理候補者となった場合に、県と協議しながら決定します。

4 指定期間

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、センターの適正な管理を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 経理に関する事項

(1) 管理に要する経費

センターの管理に要する経費は、県から支払う指定管理料により賄うこととします。

ア 指定管理料

以下に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の金額の提案を求めます。

なお、指定管理料の具体額は、提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上、協定書の中で定めます。

イ 基準価格

年額（令和6年度） 39,844,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和7年度以降） 40,304,000円（同上）

総額（5年間） 201,060,000円（同上）

*令和6年4月から令和7年2月まで水道光熱費は県が直接支払います。

*令和7年3月以降は指定管理者が支払いを行ってください。

(2) 区分会計の独立と管理口座

施設管理に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくこととなります。

(3) 公租公課及び保険

ア 公租公課

指定管理者は、法人税や事業所税など課税される場合があります。申請者は、必要に応じて、管轄の市町村、税務署等の関係機関にお問い合わせください。

イ 保険

県所有の施設に係る火災保険の経費は宮崎県の負担とします。

なお、指定管理者には、以下に示す指定管理者の帰責事由に基づく賠償に必要な保険の経費を負担していただきます。

- ・施設損害賠償責任保険
- ・指定管理者が実施する事業に際して用意する託児コーナー利用者の傷害保険等

(4) 備品等の取扱い

センターに備えてある県所有の備品等（事務用机、閲覧用図書等）は、指定管理者に無償で貸与します。

6 募集に関する事項

(1) 募集要領の配布

- ア 配布期間・時間 令和5年7月6日(木)から9月7日(木)まで
平日 午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 配布場所 宮崎市橋通東2丁目10番1号 県庁1号館4階
宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課 男女共同参画推進担当
電話 0985(26)7040 FAX 0985(20)2221
- ウ 募集に関する情報は、県のホームページ
(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/seikatsu-kyodo-danjo/kurashi/jinken/20230620162125.html>) からダウンロードすることも可能です。
また、郵送を希望する場合、上記宛先まで250円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、請求してください。

(2) 現地説明会の開催

- ア 開催日時 令和5年7月26日(水) 午前10時から
- イ 開催場所 宮崎県男女共同参画センター研修室(県庁9号館2階)
- ウ 参加人員 各団体3名以内
- エ 参加申込方法 別記様式第11号により、7月25日(火)午後5時15分までに提出してください。

(3) 質問事項の対応

募集要領の内容等に関する質問事項について次のとおり対応します。

- ア 受付期間 令和5年7月27日(木)から8月3日(木)まで
平日 午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 受付方法 様式第12号により、郵送、FAX又は電子メールで提出してください。
口頭、電話による質問は受け付けません。
- ウ 回答方法 質問者及び現地説明会参加者全員に、FAX又は電子メールにより、随時回答します(質問・回答内容は、県ホームページにより公表します。)

7 申請に関する事項

(1) 申請者の資格要件

指定管理者の申請資格を有するのは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体である必要があります。

- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- ② 法人にあっては、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 宮崎県から地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 複数の団体による共同申請（グループ申請）

複数の団体でグループを構成して申請（以下「グループ申請」という。）する場合、次の事項について留意してください。

- ① 適切なグループの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出する必要があります。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- ② 代表となる団体は、(1)①～⑧の要件を、その他の構成団体は(1)②～⑧の要件を満たす必要があります。
- ③ グループの構成団体は、別のグループ申請の構成団体となり、又は単独で申請することはできません。
- ④ グループ申請の場合は追加書類があります。グループを構成する理由・必要性やグループ内における業務分担等について明記してください。

(3) 申請手続

ア 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の書類を提出してください。なお、グループ申請の場合、定款や決算書類等の個別の団体に関する書類は、構成する全ての団体のものがが必要です。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支計画書（様式第3号）
- ④ 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- ⑤ 会計規則、就業規則、給与規則等諸規程の一覧（任意様式）
- ⑥ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）
- ⑦ 法人以外の団体にあつては、代表者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類（任意様式）
- ⑧ 直近3事業年度分の決算書類（事業実績書、収支決算書、貸借対照表、財産目録。これらが無い場合は、これらに準ずる書類）
 - * 新たに設立する又は設立初年度の団体にあつては、収支予算書又はこれに類する書類に代えてください。
 - * 設立2年目の団体にあつては前事業年度に係る決算書類、3年目の団体にあつては前事業年度及び前々事業年度に係る決算書類を提出してください。
- ⑨ 団体の概要及び業務内容、実績等が確認できる書類（様式第4号）
- ⑩ 国税及び地方税に関する納税証明書（未納がないことの証明書）（過去1年分）
 - * 新たに設立する団体及び設立初年度の団体にあつては不要です。
- ⑪ 役員の氏名・住所等を記載した書類（様式第5号）
- ⑫ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）

⑬ 誓約書（様式第7号）

（グループ申請の場合の追加書類）

⑭ グループ構成団体一覧表（様式第8号）

⑮ グループ応募届（様式第9号）

⑯ グループ協定書（様式第10号）

注）個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）については、申請書に添付がなければ申請を受け付けることはできませんが、その記載内容（実施状況等）については、審査における配点の対象外です。

イ 提出部数

正本1部、副本1部。（副本は複写可）

* 副本は、製本やホチキス留めは行わないでください。

ウ 受付期間・時間

令和5年7月27日（木）から9月7日（木）まで

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

エ 提出方法・場所

持参又は郵送（書留郵便により受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこと）により以下の場所に提出してください。

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課（県庁1号館4階）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

オ 留意事項

- ① 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとします。
ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- ② 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。
- ③ 提出された申請書類は原則として返却いたしません。
- ④ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ⑤ 提出後の申請書類の訂正及び差し替えは原則として認めません。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。
- ⑥ 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第13号）を提出してください。
- ⑦ 申請書類は、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報又は団体の正当な利益を害する恐れのある情報等を除き、開示の対象になることがあります。
- ⑧ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の選定の公表その他必要な場合には、一部又は全部を無償により、申請者の許諾無しで使用できるものとします。
- ⑨ 申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

8 指定管理候補者の選定に関する事項

指定管理候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、次のとおり審査を行い、最も優れた申請者を選定します。

(1) 審査・選定方法

ア 書類審査

申請書類により、7(1)で示した資格要件の適合、その他の形式的要件について書類審査を行います。

審査結果については、速やかに、申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

イ 男女共同参画センター指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査

選定委員会は、以下の委員により構成します。

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	稲田 弘子	九州保健福祉大学教授
委 員	工藤 経芳	公認会計士
委 員	高浜 確也	『うみがめのたまご』 ～3.11ネットワーク～代表
委 員	税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
委 員	阿部 洋子	延岡市企画部男女共同参画推進室 室長

選定委員会においては、書類審査を通過した申請者によるプレゼンテーションや、申請者へのヒアリングを実施し、8(2)(3)(4)に示す選定基準等に基づき審査します。

審査の具体的な実施日時、場所、方法等については、別途申請者に通知します。

ウ 男女共同参画センター指定管理候補者選定会議（以下「選定会議」という。）による確認

選定会議は、以下の委員により構成します。

区 分	職 名
議 長	総合政策部長
副議長	総合政策部次長（県民生活・サミット担当）

委員	総合政策課長
委員	生活・協働・男女参画課長
委員	行政改革推進室長

選定会議では、選定委員会の審査結果を、生活・協働・男女参画課において8(2)(3)(4)に示す選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかの確認を行います。

エ 指定管理候補者の選定、公表

知事の決裁により、指定管理候補者を選定します。

結果については、指定管理候補者選定後速やかに、選定委員会に参加した申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知するとともに、申請者名や審査結果等の概要は、県ホームページで公表します。

なお、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、申請者ごとの得点状況、審査概要等について開示する場合があります。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき行います。

- ① 住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に適った運営が行われること。
- ② 事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(3) 審査項目・配点

(2)の選定基準をもとに、以下に示す審査項目、配点により審査します。

選定基準	審査項目	配点
① 住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に適った運営が行われること	事業内容に偏りがなく、住民の平等な利用が確保されるものであるか	30
	施設の管理運営に関する基本方針が、宮崎県男女共同参画推進条例の趣旨に沿っているか	
	男女共同参画社会づくりの現状と男女共同参画センターの役割、課題を十分認識しているか	
	開館日、開館時間について利用者の利便性に配慮しているか	
② 事業計画書の内容等が、センターの効	男女共同参画社会づくりに関する各種事業の内容が優れているか	

用を最大限に発揮するものであること	男女共同参画社会づくりに向けた独自性のある優れた事業の提案が行われているか	30
	利用者増への取組に関する提案は適切か	
	利用者満足度の把握や苦情・要望への対応、運営改善への反映に関する提案は適切か	
③ 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること	指定管理料の提案額は適切か	10
	業務遂行のための経費の積算は適切か	
	施設の効率的、効果的な管理運営、管理経費の縮減等に関する基本的考え方は適切か	
④ 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること	施設の管理運営に必要な体制（適正な人員配置、有能な職員の確保、職員の資質向上）は確保されているか	30
	施設を継続的、安定的に運営することが可能な財政的基盤はあるか	
	類似事業等において優れた実績を有しているか	
	個人情報保護、情報公開への対応、安全管理・危機管理、リスク管理への具体的な対応策は適切か	
	環境保全や地域経済の活性化など、地域への貢献に配慮した取組が行われているか	
	障がい者雇用に対して理解があり、雇用する場合の支援体制が整っているか	
合 計		100

(4) 最低基準点の設定

指定管理候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定します。

○ **選定委員会** : **全委員の合計点数の100分の60以上の得点を得ること。**

○ **選定会議** : **総配点の100分の60以上の得点を得ること。**

これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、指定管理候補者として選定されない場合があります。

この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。

- ・ 再公募を行う
- ・ 申請者に改めて事業計画書を提出いただき、それに基づき審査・選定する
- ・ 最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に認める

(5) 選定対象の除外等

申請者が次のいずれかに該当するときは、指定管理候補者の選定の対象から除外します。また、指定管理者の指定後に次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、指定の取消しを行います。

- ① 複数の事業計画書を提出したとき。
- ② 選定委員会の委員、当該事務に係る県職員に個別に接触したとき。
- ③ 申請書類等の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 県が支払う指定管理料について、県が示す基準価格を超える提示をしたとき。
- ⑤ その他、募集・選定等に当たり不正な行為があったと県が認めたとき。

9 指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、宮崎県議会の議決を経て、指定管理者として指定し、その旨告示する予定です。

なお、正式に指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理候補者に事故ある場合等は、選定されなかった申請者の中から新たに指定管理候補者を選定する場合があります。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定の後、県と指定管理者は双方協議の上で、指定管理業務に関し、指定期間中の基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとの「年度協定」を締結します。

また、協定に定める事項について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、県と指定管理者が協議の上、定めることとします。

基本協定の主な内容は以下のとおりです。

- ・ 指定管理者が行う管理業務の範囲の詳細に関する事項
- ・ 指定管理者が行う管理業務の実施の詳細に関する事項
- ・ 県が支払う指定管理料に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担等の詳細に関する事項
- ・ 連絡体制、随時の報告、実地調査、利用者満足度調査等に関する事項
- ・ 指定の取消し等に関する事項
- ・ 管理業務の引継ぎ等に関する事項
- ・ 個人情報保護、情報公開に関する事項
- ・ 協定の変更に関する事項
- ・ その他施設の状況に応じて必要な事項

指定管理者が指定後、協定の締結までの間に次に示す事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ・ 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
- ・ 財務状況の悪化等により指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 リスク管理、責任分担に関する事項

県と指定管理者のリスク管理、責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

なお、詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

また、指定管理者が負担すべき事項について、県が特別の事情があると認めた場合は、その一部を免除することができることもあります。

項 目	内 容 等	県	指定管理者
1 施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	指定管理者による管理の瑕疵によらないもので、第三者の行為、経年劣化等によるもの	○	
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
2 管理、運営に係る事故等による第三者への損害賠償	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
3 不可抗力への対応	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象）に起因する施設修繕	○	
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務以外に発生した業務に係るもの（事業中断等による経費増を含む）	△	
4 物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増			○
5 法制度の改正、政治、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増	法制度の改正、政治、行政的理由から、管理、運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費増など	○	
6 事業終了時の対応	指定期間が終了した場合、又は指定期間途中で指定取消を受けた場合における撤収・施設等の原状回復・引継ぎに要する経費		○

(注) △は別途、県との協議が必要。

1.1 業務の引継に関する事項

(1) 現在の指定管理者からの引継

指定を受けた後、次期指定期間当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、現在の指定管理者から十分な事務引継等を行っていただきます。

また、指定期間前に事務引継等に要した費用は全て新たな指定管理者の負担とします。

(2) 指定期間満了時の次期指定管理者への引継

指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたとき等は、施設・設備等の原状回復、備品・管理に必要なデータ等の引き渡しとともに、県や次期指定管理者に十分な事務引継等を行っていただきます。

1.2 管理運営状況の把握等に関する事項

県は、施設の適正な管理運営の確保等に努めるため、指定管理者に対し定期的に業務の実施状況や施設利用・収支状況等の報告を求めるとともに、実地調査を行うなど施設の管理運営状況の十分な把握に努めることとします。

なお、各施設の管理運営状況（施設利用・収支状況等）は、県ホームページで毎年公表しています。

また、指定管理者は、県民サービスの向上に資するために、意見箱の設置、アンケートの実施等により利用者の満足度や意見・苦情等を把握し、その結果を業務改善の反映に積極的に取り入れていただくこととします。

県では、指定管理者の業務が、管理の基準等を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

※ 指定管理者が行う管理業務に係る出納関連事務については、「県監査委員監査」「包括外部監査」など、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項及び第252条の42第1項の規定により、監査の対象となることがあります。

1.3 業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、県は指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、これにより県に生じた損害については、指定管理者は賠償するとともに、次期指定管理者が円滑な業務遂行ができるよう十分な事務引継等を行っていただく必要があります。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

天災、事故等の不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について、県と指定管理者の間で協議を行うこととします。

1.4 その他の留意事項

公の施設の管理者であることに鑑み、審査項目に掲げる視点で積極的な提案を行っていただくほか、指定期間中の運営においても、適切な管理運営体制の確保や県民サービスの向上に努めてください。

15 様式・参考資料

- ・別添様式集のとおり
- ・別添参考資料のとおり

16 問合せ先

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課 男女共同参画推進担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
電 話 0985-26-7040
FAX 0985-20-2221
E-mail seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp